

○議長（吉田敏郎）

日程第7 議案第27号 開成町地下水採取の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、令和2年5月1日付の組織・機構の見直しに伴い、様式の一部を改正するため、開成町地下水採取の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

まちづくり部長。

○まちづくり部長（井上 新）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第27号 開成町地下水採取の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町地下水採取の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月30日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今回の条例改正の内容について説明をさせていただきます。

提案理由にもありましたとおり、明日5月1日より実施される機構改革によりまして上下水道課が環境上下水道課となるため、本条例の第5条に基づき提出することになっております様式第2号の、上下水道課の課の名称を含む決裁欄につきましては精査をし、決裁欄ごと削除するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号開成町地下水採取の規制に関する条例の一部を改正する条例。

開成町地下水採取の規制に関する条例（昭和50年開成町条例第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中、上下水道課を含む決裁欄を削る。

附則といたしまして、この条例は令和2年5月1日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第27号 開成町地下水採取の規制に関する条例の一部を改正する条例を制

定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田敏郎)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。